

令和4年8月25日

第26回村上市農業委員会会議録

第26回村上市農業委員会定例会を令和4年8月25日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	齋藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

8番 遠山久夫

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第6号 令和4年度村上市賃借料情報（案）について

議案第7号 別段面積の設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 八藤後茂樹

事務局 次長 中村宣信

事務局 副参事 小田雄介

事務局 主任 伊藤歩

1. 午後1時30分 事務局長（八藤後茂樹君） それでは、皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまより第26回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の日程に入ります前に、欠員となっております朝日地域の農地利用最適化推進委員について、先月の定例総会において承認をいただきましたので、このたび新しく推進委員となりました中山平二委員への委嘱状の交付を行わせていただきます。申し訳ありません、中山委員、前のほうにお願いいたします。

（推進委員6番 中山平二委員、委嘱状交付）

○事務局長（八藤後茂樹君） それでは、中山委員のほうから一言自己紹介のほうをお願いいたします。

○推進委員6番（中山平二君） このたび推進委員として皆様と一緒に活動することになりました中山平二と申します。住まいは朝日地区の大須戸でございます。何分初めてなことです、何かと皆さんにご厄介になるかと思いますが、一生懸命やらさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。（拍手）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

なお、中山委員につきましては農政振興部会に所属していただきます。中山委員、よろしくお願いたします。

それでは、改めまして第26回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。本日は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の合同会議であります。

本日の欠席委員をご報告いたします。8番、遠山委員、現在ちょっと連絡がつきません、現在欠席状態でございます。よって、出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推進委員の方の欠席は3名です。番号3番、齋藤裕助委員、番号13番、鈴木奈津紀委員、番号14番、本間俊樹委員から欠席の連絡をいただいております。よって、最適化推進委員の出席は16名です。

それでは、開会に当たりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

恒例により、議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第26回村上市農業委員会議事録署名委員には、議席番号17番、大倉委員、議席番号18番、大野委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告願います。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、_____、土地につきましては1筆、21平米、申請事由としましては、申請地は約40年前から耕作しておらず、現在は隣接する居宅の庭の一部となっております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置の説明をさせていただきます。次のページ、2 ページを御覧いただきたいと思います。図面上から左下方向に通っているのがJR羽越本線、右側上方向から下方向に通っているのが国道7号でございます。図面中央下段にあらかわ保育園がございまして、その下、太線で小さい四角がございしますが、こちらが申請地でございます。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） ただいまの報告についてご質問等がありましたらいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告は以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、3 ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、交換が2件、贈与が1件、売買が2件、合わせて5件でございます。

それでは、番号1番、2番が交換の案件でございます。番号1番、譲渡人、_____ほか1名、譲受人、_____、地目、田1筆、地積1,515平米、契約の種別、所有権の移転（交換）でございます。

番号2番がその交換する農地になります。譲渡人、_____ほか1名、譲受人、_____、地目、田1筆、地積1,515平米、契約の種別、所有権の移転（交換）でございます。こちら_____さんと_____さんで持分を交換するものでございます。

それでは、番号3番、贈与の案件でございます。譲渡人、_____、_____、譲受人、_____、地目、畑1筆、地積396平米、契約の種別、贈与でございます。こちら譲渡人の_____ですが、現在は事業を全て_____へ引き継いでございます。このたび_____の財産を清算するため、代表でもあり、清算人でもある_____さんのほうへ贈与をするものでござ

います。

続きまして、番号4番、売買の案件でございます。譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積535平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

ページめくっていただきまして、4ページ御覧ください。番号5番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、畑1筆、地積262平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、10アール当たり____円でございます。

場所の説明をいたします。右側5ページ御覧ください。こちら図面の右上側が宿田集落でございます。右側へ向かいますと国道7号方面でございます。ページ左側が牛屋集落でございます。宿田集落と牛屋集落の間になりますが、太く囲った場所、こちらが番号1番及び2番の交換する位置図でございます。

めくっていただきまして、6ページ御覧ください。こちら先ほど5ページの地図のちょっと右側になります。同じく宿田集落でございます。ページ右側に国道7号及びJR羽越本線が走っております。集落の右下方面に太く囲った細い箇所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。こちら中央に門前川が右から左側へ流れております。右側が門前集落、左下に見えますのが赤沢集落でございます。門前集落から門前川を渡ったところに太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

またページをめくっていただきまして、8ページでございます。こちら神林地区になります。左側に大池ございまして、中央を国道345号が走っております。中央付近に神林分署がございまして、その北側に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。

説明した5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほどの説明について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第1号について許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

この案件は、6月の定例会において農振計画の用途区分の変更について意見書を交付した案件でございます。

番号1、申請人、____、____、土地については1筆、1,115平米のうち241.9平米でございます。転用目的、農作業場建設敷地、農地区分は第1種農地、備考としましては、申請者は申請地を農作業場建設敷地として使用したく転用申請するものです。農作業場1棟、建築面積129.6平米となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。次のページ、10ページ御覧いただきたいと思っております。図面左上に金屋小学校がございます。金屋小学校の前から図面右下に通っているのが県道坂町停車場金屋線でございます。図面中央下段に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査の報告を願います。

推進委員1番、江端委員。

○推進委員1番（江端善文君） 推進委員の江端です。現地調査について報告いたします。

荒川地域では、8月10日に農地法第4条申請にありました案件について現地調査を行いましたので報告いたします。

当日は1時30分に荒川支所において農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長、伊藤主任が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。このたびの転用申請は、6月の定例会において農振計画の用途区分の変更について意見書を交付した案件であり、そのときに現地調査を実施していることから書面により調査を行いました。申請者は、新たに農作業場を建設するに当たり、住宅地から離れた場所で周囲に支障を及ぼしにくく、またほ場への移動等作業効率のよい場所として当該地を最適と考え、申請したものです。申請地は畑1筆、1,115平米のうち241.9平米について転用し、残り873.1平米は引き続き耕作するとのことです。付近に住宅はなく、また作業場にはトイレなどの設備の設置もなく、雨水排水は地下浸透を行うとのことから、周囲の農地や農作物への影響もないと考えられ、委員全員で許可すべきものと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これも特にないようでありますので、議案第2号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

は許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月は6件ございまして、場所としては3か所となります。全て一時転用となっております。

11ページを御覧いただきたいと思えます。番号1、貸人、____、借人、____、____、____、土地につきましては2筆、125平米、転用目的といたしましては駐車場敷地、契約は賃貸借、年間____円となっております。農地区分は第3種農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可の日から5年間、全体計画としては125平米、10台分となっております。関係者1名となっております。

続きまして、下段、番号2、貸人、____、借人が____、____、____でございまして、こちら5月の定例会で取り下げた案件となっております。土地につきましては1筆、1,483平米、転用目的は砂利採取、契約につきましては賃貸借、10アール当たり____円、農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間が許可の日から令和6年3月15日、全体計画としましては9,690平米、農地9,677平米、その他13平米、関係者3名となっております。

続きまして、次のページ御覧いただきたいと思えます。番号3、貸人、____、借人は同じく____でございまして、土地につきましては2筆、3,362平米、転用目的以下は2番と同じでございまして、省略させていただきます。

続きまして、下段、番号4、貸人が____、借人は____、土地につきましては2筆、面積は4,832平米、こちらも転用目的以下は2番と同じでございまして、省略させていただきます。

続きまして、右側の13ページを御覧いただきたいと思えます。番号5、貸人、____、____、借人が____の____、____、____。この案件の5番と6番は、朝日温海道路の9号トンネル工事に伴うものでございまして、土地につきましては1筆、93平米、転用目的は資材置場、構内通路及びコンクリートプラント設置敷地であります。契約は賃貸借、10アール当たり対価____円、農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用、利用期間といたしましては許可の日から令和6年9月30日ということで、現在契約している工事期間となっております。全体計画は567平米、農地が355平米、その他212平米。このその他につきましては、高速道路用地として取得した用地でございまして、関係者は2名でございまして。

続きまして、下段、6、貸人、____、借人が同じ____でございまして、土地につきましては2筆、面積262平米、転用目的以下は5番と同じになっておりますので、省略させていただきます。

次のページ御覧いただきたいと思います。位置について説明させていただきます。番号1の案件でございます。図面右側を上から下方向に通っているのが日本海沿岸東北自動車道でございます。下方向に写っているのが村上山辺里インターチェンジでございます。そのインターの上側に太線で囲まれているところが今回の申請地の2筆となっております。

続きまして、右側、15ページ御覧いただきたいと思います。番号2、3、4の案件でございます。図面右側、右下に鳥屋集落がございます。その右上のほうにちょっと川が見えておりますけど、荒川でございます。図面中央に太線で囲まれている5筆が今回の案件となっております。

続きまして、次のページ、16ページを御覧いただきたいと思います。番号5、6の案件でございます。図面右上、上から右方向へ通っているのが国道7号、その下側に平行に流れているのが勝木川でございます。図面右下に太線で囲まれている3筆が今回の申請地でございます。記載はしておりませんが、申請地の右側がもう高速用地として工事着手されている場所となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、議案番号1番についての報告をお願いします。

推進委員2番、近藤委員。

○推進委員2番（近藤和明君） 2番、最適化推進委員、近藤です。村上地区では、今年9日午前9時から日下地内の村上農村環境改善センターに集合し、農業委員4名、推進委員3名、事務局より中村次長が参加されました。事前に現地の説明があり、その後_____地内に移りまして、現地では_____の_____の人が立ち会うとのことでしたが、今回の災害のため来れないということで我々だけで確認しました。現地はもともと茶畑でしたが、日本海東北道により分断された125平米の三角の土地です。このたび_の_____の職員の駐車場として申請するものです。畑のため_の下に土木用シートを敷き、上にグリズリアンダー、アスファルトの細かくしたものを敷き、駐車場にする計画です。隣接の同意ももらっていますので、問題ないとの判断で村上地区全員で許可相当と判断しましたが、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号2番から4番についての報告をお願いします。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部です。それでは、議案第3号、番号2から4の現地調査を報告いたします。

これはちょっと早いんですけども、先ほど次長のほうからご説明あったとおり、この地区に3か所ほとんど取ってあったもんですから、交通の事情とかいろいろありまして、今回5月に現地確認やったんですけども、取り下げたという経緯があって、今回は現地調査はやっておりませんが、5月の12日午前9時から荒川支所において中村次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員3名全員と荒川支所国井課長補佐で現地において_____、_____、_____、両氏

の説明を受けました。この中にいろいろ話が出てくるのが、契約時点で耕作者はどのぐらい払うとか、また2年目が作付できないときは幾ら払うとか、それから中にはクラッシャーラン、砕石について地中はどうか、いろいろ変なというか、いろいろ説明、質問を受けましたけども、出席委員全員で許可すべきと判断しました。皆さんの審議をよろしくお願いします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号5番、6番についての調査報告をお願いいたします。

推進委員10番、河面委員。

○推進委員10番（河面和芳君） 推進委員10番、河面です。山北地区では、8月8日に農地法第5条の申請がありました案件について現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午前9時に山北支所において農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後現地に移動し、申請者である_____、____、____さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、朝日温海道路9号トンネル工事に伴い、資材置場、コンクリート製造プラントの設置等が必要なため、申請地を一時転用するものです。コンクリートプラント設置に伴い、高速道路用地に濁水プラントを建設し、コンクリート製造時や清掃時等に発生する汚水、また現場内の雨水についても濁水プラントにて処理し、排出するとのこと。申請地の近隣には農地、住宅はなく、周囲に影響はないものと考えます。山北地域では、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第3号につき、特にご意見がないようでありますので、許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、17ページを御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでございます。

今月は、賃貸借権の設定が5件、売買が2件でございます。

それでは、番号1番からです。貸人、_____、借人、_____、_____、_____、地目、畑1筆、396平米、期間は10年間、賃借料、年間総額で_____円、新規の設定でございます。以下、番号5番まで賃貸借権の設定案件でございます。

ページをめくっていただきまして、番号6番御覧ください。譲渡人、_____、譲受人、_____

_____、_____、_____、地目、畑7筆、合わせまして12,938平米、対価は_____円、10アール当たり_____円でございます。こちら朝日地区であっせんの出があり、譲受人を探していただいた案件でございます。

続きまして、19ページ御覧ください。番号7番、譲渡人、_____、譲受人、_____、地目、田1筆、1,884平米、対価_____円、10アール当たり_____円でございます。

場所の説明をいたします。めくっていただきまして、20ページ御覧ください。こちら中原地内でございます。左側に県道高根村上線がございまして、朝日中学校がございまして、その右側に太く囲った場所がございまして、大きな固まりとしまして3か所ございまして、____番__、____番__、____番__とページ右下付近に一固まり太く囲ってございまして、こちらが議案第4号、番号6番の売買の案件の位置図でございます。

もう一つ、右側の21ページ御覧ください。こちら早稲田地内でございます。ページの左側に国道7号が走っておりまして、早稲田集落がございまして、右側に流れてございまして、大須戸川がございまして、川の右側に太く囲った場所がございまして、こちらが議案第4号、番号7番の売買案件の位置図でございます。位置図の説明は以上でございます。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議案といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

22ページ御覧いただきたいと思っております。番号1、申請人、_____、_____、土地につきましては1筆、333平米でございます。変更区分は農用地区域からの除外、変更目的は住宅建築用地、変更内容としましては、申請者は現在住んでいる住宅の近くに子供家族の住宅の建設を計画しているが、条件に合致した宅地が見つからず、ほかに代替地もなかったことから当該地を住宅建築敷地とする

ため計画を変更するものです。申請地は四日市集落に接続する農地で、周辺農地への影響は少ない。木造2階建て1棟、建築面積57.96平米でございます。

続きまして、下段、番号2、申請人、____、____、土地につきましては6筆、880平米、変更区分といたしましては農用地区域への編入、変更目的は編入でございます。変更内容としましては、申請地はこのたび中山間地域農業農村総合整備事業に取り組むため編入するものでございます。

続きまして、右のページ、23ページ御覧いただきたいと思います。番号3、申請人が____、____、____の____の3名となっております。土地につきましては35筆、田んぼが26筆、畑が9筆になってございます。面積は13,788.39平米となっております。変更区分は農用地区域への編入、変更目的は編入でございます。変更内容としましては、申請地はこのたび農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組むため編入するものでございます。

続きまして、位置の説明をいたします。次のページ、24ページを御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面右側を縦に通っているのが国道7号でございます。図面下段、右から下方向に流れているのが山田川、山田川沿いに上にあるのが四日市集落でございます。図面中央よりやや左手に太線で囲まれているのが今回の申請地となっております。

続きまして、右側、25ページ見ていただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面下段を右から左に流れているのが三面川でございます。図面左上から右下方向に通っているのが県道鶴岡村上線、図面中央の県道と三面川の間太線で囲まれております6筆が申請地となります。

続きまして、次のページ、26ページ御覧いただきたいと思います。こちらは、図面はちょっと申請地が広く点在しているため、スケールが7,500分の1となっております。図面左上が笹平集落、右下に瑞雲集落がございます。その集落を結ぶ道路が県道小揚猿沢線でございます。それと平行に流れているのが長津川でございます。県道や河川沿いに太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、今ほど説明があった意見書の交付についての現地調査をしていただいておりましたので、最初に議案番号1番について報告を願います。

18番、大野委員。

○18番（大野 章君） 18番、大野です。議案第5号、番号1番について現地調査報告を行います。

8月9日午前9時、村上農村環境改善センター集合により農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局より中村次長により現地調査を行いました。当所で中村次長から概要の説明を受け、先ほどの5条申請の現地確認の後移動し、申請者の____さんの立会いの下で調査を行いました。申請者は、現在住んでいる住宅の近くに子供家族の住宅の建設を計画していますが、条件に合致した宅地が見つからず、ほかに代替地もなかったことから当該地を建設敷地とするために計画を変更するもので

す。申請地は_____集落の申請者の住宅に隣接しておる畑で、畑として管理されております。周辺農地への影響は少ないと思われま。区農家組合、JAから特段の意見なし、改良区から支障なしとの意見書が添付されております。また、改良区からの意見書に県営ほ場整備事業で造成した畑用給水栓については転用申請の際協議することの一文がありましたので、申請者に確認を行いました。どういことかといますと、この畑は土地改良区に属する土地はないんですが、ほ場整備の際用水路がなくなり、畑のかん水に支障を来すといこととで給水栓が作られているもので、それについては今後転用申請の際に協議するといこととでありました。委員全員やむを得ないであろうとの意見でありました。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号2番についての調査報告をお願いします。

推進委員15番、田村委員。

○推進委員15番（田村昭一君） 推進委員第15番、田村です。議案第5号の2であります。8月10日に朝日地区の現場パトロールを行いまして、この土地は中山間地域農業農村総合整備事業の一環でありまして、そこの千縄ほ場整備事業をするところに組入れするところとです。参加者全員で確認後、問題がないとい意見でまとまりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号3番についての報告を願ひます。

16番、船山委員。

○16番（船山 寛君） それでは、議案番号3番について報告いたします。

2番に引き続きまして、中村次長のほうから説明がありまして、非常に点在しておりますけども、これ長年かかってきました中間管理機構によるほ場整備、65ヘクタールの中に点在しているといこととで、この部分を編入して今年度もう事業実施に入っておりますので、この部分をきちんとしたほ場にするといこととで今回編入に上げたものです。朝日地区全員の意見として問題なしといこととでいただきましたので、皆さんの意見のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案番号1番についてはやむを得ない旨通知をする、2番、3番についてはよしとするといこととで意見書を交付したいと思ひますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、議案番号1番、やむを得ない旨通知をいたします。2番、3番については、よしとするといこととで通知をするに決定いたしました。

議案第6号 令和4年度村上市賃借料情報（案）についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、27ページでございます。議案第6号 令和4年度村上市賃借料情報（案）についてご説明いたします。

こちらは、農地法第52条の規定による借賃等を別紙のとおり公表するものとなっております。

めくっていただきまして、28ページ御覧ください。こちらの表のデータなんですが、令和3年6月から令和4年5月までに農業委員会で決定、公告された農用地利用集積計画から算出したものでございます。上段の数字につきましては金額を集計したもので、下段の括弧書きになっている部分につきましては物納数を集計したものを表示してございます。データ数は、集計に用いた筆の数となっております。算出結果は四捨五入しまして100円単位として、物納についてはキログラム単位としております。また、算出に当たりまして平均に比べ著しく高額など、特殊な情報につきましては集計から除いてございます。また、データ件数が5件に満たないものにつきましては表示していません。こちらの表につきまして、昨年度もそうですが、各支所の窓口等で配付に対応するために印刷をしたいものでございます。また、ホームページ等につきましてもこちらの表につきまして公表を考えております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第6号については承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 令和4年度村上市賃借料情報（案）については承認することに決定いたしました。

議案第7号 別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第7号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について説明いたします。

30ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、____、____、土地につきましては1筆、66平米、申請事由といたしましては、申請者は高齢になり管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものです。

続きまして、下段、2、申請人、____、____、土地につきましては1筆、463平米、申請事由といたしましては、申請者は高齢になり管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものでございます。

続きまして、位置の説明をいたします。右側、31ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面中央、上から下方向に通っているのが羽越本線でございます。中央からや

や左手に村上総合病院がございまして、村病の外周道路の下に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

次のページ、32ページを御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面下段、左手に荒川支所がございまして。図面右側、下のほうでございますけど、JR羽越本線が通っております。図面右上に太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、別段面積の区域設定についても現地調査をしていただいておりますので、最初に議案番号1番について報告を願います。

19番、村山委員。

○19番（村山美恵子君） 19番、村山です。議案第7号、1番の別段区域設定についてご報告をいたします。

去る8月9日9時、村上市農村環境改善センターに村上地区の農業委員4名、地区推進委員3名全員が集合し、そこで事務局、中村次長より当日の現地調査の説明を受けました。その後___地内の現地に向かいました。申請者の_____さんは、昨年に夫の___さんが亡くなり、この土地を相続されました。運転免許もなく、1人で耕作するのは困難であるため、荒らして耕作放棄地となるより別段の面積区域設定をして土地を有効利用してもらいたいと今回申請されました。周囲は耕作されず、草が1メートルも伸びている畑もあり、やる気のある人に作ってもらい、少しでも農地の保全を維持してもらいたいと地区委員全員で妥当と判断いたしました。なお、この土地は農振除外地になっております。

皆様のご審議、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号2番について報告を願います。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第7号、番号2の現地調査の報告をいたします。

8月の10日、荒川支所において午後1時30分から農業委員3名、最適化推進委員2名集合し、事務局、中村次長、伊藤主任から日程の説明を受けまして、併せて大雨による被害状況の確認ルートを協議して現地を確認いたしました。地目は田ですが、現状は整地された畑です。フェンスで区画されたこれらの農地では、以前は果樹園と畑と見てとりますけども、現状は荒廃地で耕作されていません。高齢で耕作ができないので、道路を挟んだ付近の人に譲りたく、遊休農地とならないよう別段の面積区域設定をするものです。適正に管理、耕作できると認められますので、特に問題ないと地区委員全員の意見ですので、皆さんの慎重な審議をお願いします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明、また報告があった別段面積について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これもないようでありますので、議案第7号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第7号 別段面積の区域設定については承認することに決定いたしました。

議案については以上ですが、皆様方から。

5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） それでは、今話のありました7号の別段面積のことについて、議案の中でちょっと質問させていただきますが、昨日、おとといの研修会で農業会議のほうの説明で、今年の5月頃だったと思いますが、下限面積等の廃止といいますが、そういう説明がありました。それはいつから施行されるのか。もしそれが施行されていて、今日ここで7号議案として許可するのはちょっとあれなのかなというような感じをしたものですから、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） 次長。

○事務局次長（中村宣信君） 法につきましては、令和4年の5月20日に成立しております。公布が5月27日に公布されておまして、1年を超えない範囲で政令で定める日から施行となるということで、今の段階で情報が入っているのは令和5年の4月を予定しているということで県のほうからは情報は入っておりました。そのようなことで、まだ生きてございます。

○議長（石山 章君） 今ほどの佐藤委員の質問に補足させていただきますが、全国農業会議所では下限面積を撤廃するというようなことで法律はまとまったんですが、あくまでも農地の売買、貸借等については耕作をすることが目的であるので、ただ単に下限面積を撤廃したので、誰にでも農地を譲る、または貸すというようなことは絶対避けるべきだというようなことで強く要望を出しておりますので、その辺は最終的には政省令辺りで決まるとは思いますが、下限面積の撤廃については基本的にはそこを重視して取り組んでいこうということでもあります。以上です。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部です。ちょっとお伺いしたいんですけども、私らの地区で初めて出てきて、今別段面積の話ですけども、農地法の施行規則第17条第2項の規定による別段面積を定める取扱いについて、下限面積、これは池田前部会長のときに30年6月12日に審議されて、その次に2年の6月18日に部会で了承して、恐らくそのときに総会にかけて施行したと思うんですけども、施行期日が分かったら教えていただきたい。それ1点。1点ずついきましょう。

○事務局次長（中村宣信君） じゃ、今ほどのご質問でございますけど、申し訳ございません、施行日については把握しておりませんでした。改めて確認した上で連絡させていただきたいと思っております。

○1番（阿部正一君） それはあれですけども、この目的、これは遊休農地あるいはその発生防止と

解消を図ることが第1目標なわけですね。今恐らく施行日が令和2年とすれば、今何か二十何件ぐらいあるそうなんですけども、これについての後追い調査ですかね、実際に解消されたのかという調査は一回もやったことないと思うんです。荒川地区は今1件出てきたんであれですけども、やはりその目的に沿うのであれば事前にその調査をすべきでないかと私は思うんですが。それから、これについて終われば公示して、3条の転用をしなくなるわけですけども、おっしゃるとおり何件かは3条の転用をされたのか、実際にこの区域変更をして目的が達成されたのか、そのときだけの許可であったのか、その辺はやっぱり事後的に調べていく必要があるんでないかと私は思うんですが。

○事務局次長（中村宣信君） 今ほどの阿部委員のご質問でございますけれど、今月の案件を除きますと22件ございます。令和元年ぐらいから、2番目の出だしの時期がちょっと、1番目の許可日がちょっと把握していなかったんですけど、2番目が令和元年の7月の案件というのを私どもで把握はしていたんですけど、その22筆のうち契約されていないもの4筆ございます。一番最初に_____、多分第1号として別段面積設定されたんですけど、こちらのほうがそのまま変わっておりません。それと、昨年度____地内の3筆、こちらはたしか、私のうろ覚えなんですけど、____の方のどなたかが買いたいというようなお話あって、建物とセットで、それで畑のほうも含めて別段設定したいというような申請があった3筆あるんですけど、こちらのほうもまだ契約されておりません。この4筆を除くと18筆ですかね、それについてはもう3条申請手続済んでおります。一応そのような状況になっております。

○1番（阿部正一君） ありがとうございます。本当にそれを見ていかないと、相手が見つかったということでこの中で説明して、現地調査、報告はしておりますけども、実際そういうふうには所有権を移転しなければ変わっていないわけですよ。恐らくこの目的は、農業をやりたいと、それには家屋と農地があるから、こういうのは買えないというんで畑にしてやるというのが最初の趣旨ですよ。その目的も達成しなくてやっていけば、ずっと同じような遊休農地となっているところもあると思うんです。だから、その辺についてはやはり部会でのパトロールであろうが、それらの経過を見ていくことによって、やっぱりこの制度はよかったんだなと言えるようなことにしなければならぬと思いますので、それを今日お願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） 13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。今の阿部委員のそこに追加というか、いろいろあるのを付け加えたいと思いますけども、現地調査についてということでデータも取ったんですけども、一応適正にまず管理したり、耕作したりするということが認められるかという条件がございます。でも、遊休農地もしくは遊休化のおそれのある農地であるかという、そういうこともございます。そういうのを加味して、私たちは荒川は見てきましたけれども、農地パトロールであれ、何であれ、自分のうちの近くでございますので、また見ていきたいというふうなことを思っております。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

ほかはないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 事務局、何かありますか。いいですかね。

ないようでありますので、議案については以上といたします。

暫時休憩を行います。2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分～午後2時45分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時34分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和4年8月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員